

1 ネットいじめの現状と課題

【現状】

- ・令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、いじめの態様において、パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷等をされる件数が増加傾向にあり、小・中学校、高等学校及び特別支援学校合計で1,482件となっており、前年度と比べるとやや減少している。
- ・スマートフォン等の所有の低年齢化、児童生徒の使用頻度、使用スキルの高さは上がる一方、リスクに対する意識は低く、大きなギャップがある。その結果、いわゆる自撮り被害等、より深刻ないじめやトラブルにつながる事案が見られる。
- ・無料通信アプリやオンラインゲーム上での誹謗中傷やグループ外しが、ネットいじめの中心になりつつある。
- ・生成AIを使ったネットいじめが起こっている。
- ・顔のすり替えや偽の発言を生成する技術が一般化し、昔からあるいたずら画像が、AIの進化でより精巧かつ拡散しやすくなっている。
- ・ネットいじめの案件では、被害者・加害者の特定が困難であったり、言葉や画像が削除されてしまったりするネットの特性から、早期に解決が図れないケースもある。
- ・ネット上に個人情報を公開することの危険性について啓発が進んでいる一方で、投稿について匿名化が進み、問題のある書き込みの発信者を発見することが困難になってきている。
- ・SNS等への投稿やインターネット上のサイトで自殺念慮を誘発され、児童生徒が犯罪被害等に巻き込まれる恐れのある例が散見される。

【課題】

- ・災害時に偽情報（動物園からライオンが逃げた等）が拡散された事例など、SNSでの拡散力が高くなり、誤情報が広まりやすくなっている。
- ・公開されたAIの中には有害情報等を生成できるものが存在するため、子どもたちがこれらのAIに接した場合、いじめ等問題行動に使用される可能性がある。
- ・ネットいじめの危険性が、より低年齢化しており、早期の段階でネットいじめ未然防止の指導、情報モラル教育が求められる。
- ・スマートフォンの適切な利用方法や、児童生徒への指導方法の見直し及び最新の知見の獲得のため、保護者及び教職員に対し、専門性の高い講師による情報モラル教育を充実させ、児童生徒への啓発を推進することが必要である。
- ・児童生徒のインターネットの利用方法が多様化しており、公開範囲が制限された中でやりとりが行われる等、ネットパトロールでは把握しきれない状況があり、対応が必要となってきている。
- ・いじめ（ネットいじめを含む）がSNS上で取り上げられ拡散すると、加害者も個人情報等を特定される可能性があり、将来に渡り影響を受ける場合がある。
- ・無料通信アプリやオンラインゲームは、もともと仲の良い友達同士の遊びの延長で起こることや外部から確認できないことなどから、各学校とも対応に苦慮している。
- ・Google社の生成AIの年齢制限が撤廃され、提供会社による企業縛りがなくなった。そのため、学校や保護者の責任が大きくなることも懸念される。
- ・Microsoft社の生成AIも年齢制限が引き下げられると情報が入ってきている。
- ・生成AIが自由に使えるようになることのメリット・デメリットを整理し、今後に向けて学びながら対応していかなくてはならない。

2 現在行われているネットいじめ対策

(1) 主な対策

(①～④)は県いじめ防止対策推進条例第17条(ネットいじめ対策)において、県が求められている施策)

① 児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組への支援

- ・ 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)…県民生活課
- ・ ネットパトロールで発見された事案の学校への情報提供、指導・助言
 - 〔 私立中学・中等教育・高等学校関係…学事課
 - 県立中学・高等学校関係…児童生徒安全課
 - 県立特別支援学校関係…特別支援教育課
 - 市町村立中・義務教育・高等・特別支援学校関係…市町村教育委員会

② ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備

- ・ スクールカウンセラーの配置 小学校636校 中学校309校
高等学校121校 特別支援学校5校
- ・ 相談窓口の設置
 - 『そっと悩みを相談してね 小・中高生「SNS相談@ちば」』
…子どもと親のサポートセンター・児童生徒安全課
 - ※県内(千葉市を含む)の小4から小6、中学・高校に在籍する生徒を対象に実施
 - 『ワンストップ・オンライン相談』
…子どもと親のサポートセンター・児童生徒安全課
 - ※県内在住、在学者対象
 - 24時間子供SOSダイヤル他…子どもと親のサポートセンター
 - ヤング・テレホン、スクール・サポーター制度の活用…少年課
 - 県内各所における警察相談活動 他…少年課・サイバー犯罪対策課
- ・ 犯罪事案への対処…少年課、サイバー犯罪対策課
- ・ 私学関係事案への対処…学事課
- ・ 県立中学・高校関係事案への対処…児童生徒安全課
- ・ 特別支援学校関係事案への対処…特別支援教育課
- ・ 運動部活動関係事案への対処…保健体育課
- ・ 家庭教育支援チーム設置推進事業…生涯学習課

③ インターネットの適切な利用方法の周知その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動

- ・ 啓発資料・コンテンツ作成・配付(啓発リーフレット、指導資料集、ポスター、ウェブサイト、YouTube等を活用した映像教材等)
- …県民生活課、生涯学習課、児童生徒安全課、学習指導課、少年課、サイバー犯罪対策課、千葉県総合教育センター、健康福祉政策課、子どもと親のサポートセンター、NPO法人企業教育研究会
- ・ インターネットの活用に関する人権啓発活動(人権啓発DVDの貸出し)
- …健康福祉政策課
- ・ 教職員向け研修・講習会の開催
- …県民生活課、児童生徒安全課、学習指導課、特別支援教育課、保健体育課、健康福祉政策課、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、少年課、サイバー犯罪対策課、NPO法人企業教育研究会
- ・ 学校問題解決支援対策事業…児童生徒安全課
- ・ スポーツ組織と連携・協力した啓発活動…健康福祉政策課

④ ネットいじめを防止するためのインターネット関係事業者による取組の促進につながる施策

- ・ ネットいじめ防止等に関する情報モラル教育研修への講師派遣事業

- …県民生活課、健康福祉政策課、子どもと親のサポートセンター、児童生徒安全課、少年課、サイバー犯罪対策課、NPO法人企業教育研究会。
- ・相談窓口…子どもと親のサポートセンター、総合教育センター、少年課。

(2) 令和6年度情報モラル研修実績

- 健康福祉政策課
 - ・DVD貸出3校(162名)
 - ・子どもの人権に関する研修会(オンライン参加者 370名)
- 県民生活課
 - ・情報モラル研修の実施 65か所(18, 372名)
- 学習指導課
 - ・新任教頭研修会(約180名)
 - ・道徳教育懇親会(道徳教育推進校 13名)
- 児童生徒安全課
 - ・情報モラル教育研修95か所 受講者数 約25, 200名)
- 特別支援教育課
 - ・情報教育担当者連絡協議会(特別支援学校37校 情報教育担当者)
- 保健体育課
 - ・教科主任研修会(150名)
- 総合教育センター
 - ・情報モラル指導実践研修 発展～ デジタル・シティズンシップ教育 ～ 幼児教育学校教育・社会教育・行政関係者 33名
 - ・情報セキュリティ研修 eラーニングにより幼児教育・学校教育・社会教育・行政関係者 60名
 - ・学校教育と生成 AI 研修 小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援学校の教員 38名
 - ・初任者研修 小・中・高・特の初任者 1, 169名程度
 - ・専門研修 採用から29年目、30年目の幼・小・中・高・特・養護教諭 148名程度
 - ・学校支援事業 県内小中高等学校の教職員 13名
- 子どもと親のサポートセンター
 - ・管理職資質向上研修(1, 130名)
 - ・生徒指導リーダー育成研修(対象46名)
 - ・教育相談コーディネーター養成研修(対象22名)
- 少年課
 - ・非行防止教室290回(小・中・高校生等75, 672名の児童生徒)
- サイバー犯罪対策課
 - ・ネット安全教室 児童生徒及び学生向け505回(117, 158名)
 - ・ネット安全教室 教職員及び保護者向け53回(2, 259名)
- NPO法人企業教育研究会
 - ・情報モラル研修 80校(約12, 000名)

3 今後に向けて

- ・ネットいじめは大人も加担している現実があり、大人自身の反省と啓発が必要である。教職員向けや保護者向けに従来の対面式の研修だけでなく、オンラインや動画配信等を活用した研修について推奨していく。
- ・保護者に対しては、引き続き、端末のフィルタリングサービスやペアレンタルコントロール等の機能制限の重要性や方法の周知を図っていく。
- ・講師派遣事業等を活用して、ネットいじめ未然防止に向けた教職員の指導力向上、児童生徒への啓発を進めていく。
- ・講師派遣事業の要望が、特に小中学校で増えていることから、各関連機関の講師派遣が可能な事業を県内の学校へ周知する。

- ・SNSや無料通信アプリでの画像や動画の拡散により、重大化したいじめ案件が増加していることから、関係機関が情報共有を図り、積極的に連携を進め、それぞれの専門性を生かして実施している情報モラルに関する研修内容及び関係する資料の提供が、児童生徒のみならず、教員の資質向上、保護者への啓発につながる内容となるよう努め、より一層情報モラル教育の推進を図っていく。
- ・児童生徒がいじめ問題を主体的に考えることができるような、また、情報を活用するためのマナー等について自律的な行動がとれるような教職員研修を充実させる。
- ・引き続きネットパトロールによるいじめに繋がるおそれのある不適切な書き込みの監視、検索と併せて、インターネット適正利用に係る啓発活動を両輪で取り組んでいく。
- ・ネットいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象にもなり得ること、特に、侮辱罪に関しては、令和4年7月7日から「1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」と厳罰化されたこと等を引き続き周知していく。
- ・相談窓口については、相談窓口の開設日数や開設時間、案内の方法等、関係機関と連携、協議しながら、より児童生徒が相談しやすくなるよう工夫していく。